

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種

府内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

殿

警察庁丙生企発第22号
令和元年8月30日
警察庁生活安全局長

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）

本日、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第24号。以下「改正府令」という。）、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第4号。以下「改正規則」という。）及び警備員教育を行う者等を定める規程の一部を改正する規程（令和元年国家公安委員会告示第30号。以下「改正告示」という。）が制定され、公布の日（令和元年8月30日）から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は以下のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）を「府令」と、改正規則による改正後の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）を「規則」という。

記

第1 警備業法施行規則の一部改正

1 警備員教育における教育時間数及び教育頻度の見直し等（府令第38条第3項、第4項及び第5項、第66条並びに附則第2条、第3条及び第4条関係）

(1) 改正の趣旨

各営業所及び警備業務の現場における警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあること等を踏まえ、昭和58年に、警備員に対する指導・教育を充実させること等を目的として公布・施行された警備業法施行規則による規制強化を見直すこととした。

(2) 概要

ア 教育時間数及び教育頻度の見直し（別添2-1及び2-2参照）

(ア) 新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育の時間

数については、改正府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧府令」という。）に定める教育時間数の3分の2に短縮することとした。また、実地教育の方法によることができる業務別教育の教育時間数の上限は、原則、実施する業務別教育の教育時間数を2で割った時間数としたが、基本教育と業務別教育のいずれも行う必要のある警備員については、実地教育へ過度な時間配分がなされないよう、上限を調整することとした。

(イ) 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育については、教育頻度を半年の教育期ごとから年度ごとに改め、年間の教育時間数を旧府令に定める教育時間数の16分の10に短縮することとした。

また、主として従事させる警備業務の区分が変更された警備員については、旧府令において新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させる警備員として業務別教育を行うこととされていたところ、前述の教育時間数を行えば足りることとした。

イ 基本教育と業務別教育の教育時間数の統合

基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある警備員については、基本教育と業務別教育の教育時間数を統合することとした。

ウ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、警備業者は、年度ごとに記載された教育計画書（府令第66条第1項第5号）及び警備員教育に係る実施年月日、内容等を記録した書類（同項第6号）を年度ごとに作成し、営業所に備えることとした。

(3) 留意事項

ア 府令の改正前に行われた令和元年度中の警備員教育の教育時間数については、改正後の教育時間数に計上できる。

イ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、以下のとおり営業所の備付け書類に関する経過措置が設けられた。

(ア) 改正府令の施行の際現に営業所に備えている、改正府令の施行の日前に終了した教育期に係る教育計画書（旧府令第66条第1項第5号）及び警備員教育に係る実施年月日、内容等を記録した書類（同項第6号）についての府令第66条第2項の規定の適用については、なお従前の例によることとした（改正府令附則第2条第1項）。

(イ) 改正府令の施行の際現に営業所に備えている、改正府令の施行日の属する教育期に係る教育計画書（旧府令第66条第1項第5号）

の保存期間については、改正府令の施行の日の前日から2年間とした（改正府令附則第2条第2項）。

- (ウ) 本年度の教育計画書（府令第66条第1項第5号）については、施行の日の翌日から起算して三月以内に作成し、備えることとする経過規定を置くこととした（改正府令附則第3条）。
- (エ) 改正府令の施行前にした行為及び(ア)によりなお従前の例によることとされる場合における改正府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正府令附則第4条）。

2 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大（府令第38条第2項関係）

(1) 改正の趣旨

現在、各種資格取得時の法定講習等において、電気通信回線を使用した方法により行う教育の規定が設けられ、既に普及が進んでいるところである。警備員教育における講義の方法については、これまで、対面による講義の方法に限定されていたところ、受講者の利便性の向上等を図る観点から、一定の要件を付した上で、電気通信回線を使用して行う講義の方法を認めることとした。

(2) 概要

警備員教育における講義の方法に、電気通信回線を使用して行う講義の方法を含むこととした。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、対面による講義の方法と同等の教育効果を担保するため、

- 受講者が本人であるかどうかを確認できることであること
 - 受講者の受講の状況を確認できることであること
 - 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できることであること
 - 質疑応答の機会が確保されていることであること
- の要件のいずれにも該当するものに限ることとした。

第2 警備員等の検定等に関する規則の一部改正

1 空港保安警備業務及び雑踏警備業務における配置基準の見直し（規則第2条関係）

(1) 改正の趣旨

特定の種別の警備業務については、当該業務に係る検定合格警備員を場所や区域ごとに一人又は一人以上配置する必要があるところ、ＩＣＴ

等の技術の進展を踏まえ、空港保安警備業務及び雑踏警備業務を行う場所の範囲や区域を特定するに当たっては、ＩＣＴ等の技術の利用の状況を勘案するものとする。

(2) 概要

ア 空港保安警備業務における配置基準の見直し

規則第2条の表の一の項において、警備業者は、空港保安警備業務を行う場所ごとに一級検定合格警備員を配置して、警備業務を実施させなければならないこととされているところ、当該場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物等検査用機械器具の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案することとした。

イ 雜踏警備業務における配置基準の見直し

規則第2条の表の四の項において、警備業者は、雑踏警備業務を行う場所が、当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上、2以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに一人以上の一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する必要があるとされているところ、当該区域を特定するに当たっては、情報通信技術の利用の状況を勘案することとした。

2 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し（規則第17条関係）

改正規則による改正前の警備員等の検定等に関する規則においては、国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会につき、講師一人当たりの受講者数が制限（学科講習40人以下、実技講習10人以下）されていた。

しかしながら、現在では、パソコン等視聴覚教材の活用等により、より多くの受講者に対し、効果的な講習を実施することが可能となっており、こうした講習はもとより、試験を引き続き適切に実施することにより、講師一人当たりの制限を撤廃したとしても検定合格警備員の質は担保できるものと考えられることから、当該制限を撤廃することとされた。

第3 その他・参考

今回の府令改正に伴い、警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号）について、所要の規定の整備を行うこととされた。なお、府令及び規則の解釈及び運用の基準については、別に発出する通達「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」（令和元年8月30日付け警察庁丙生企発第23号）で示すとおりである。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

企画法制第三係 (800-3052)

警 備 業 係 (800-3024)

(添付資料)

別添 1 改正府令本文

別添 2-1 新任教育の教育時間数（新旧比較）

別添 2-2 現任教育の教育時間数（新旧比較）

別添 3 改正規則本文

別添 4 改正告示本文

○内閣府令第二十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十一条第二項、第四十五条及び第五十四条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
令和元年八月三十日

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものとし、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(教育)

第 三 十 八 条 [略]

1 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

新たに警備業務に従事させようとする警備員

イ 警備業務実施の基本原則に関すること。
 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。

第 三 十 八 条 [同上]

2 基本教育は、警備業務に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

新たに警備業務に従事させようとする警備員

イ 警備業務実施の基本原則に関すること。
 ハ 警備員の資質の向上に関すること。

十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職

に関すること。

			一
		現に警備業務に従事させて いる警備員	二
	備考	一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。 二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育については、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。 三 前号及び次項の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。 イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。 ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。 ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。	一 警備業務実施の基本原則に関すること。 口 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。

			一
		現に警備業務に従事させて いる警備員	二
	備考	一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。 二 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育については、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。 三 この表の二の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する教育期は、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。	一 警備業務実施の基本原則に関すること。 口 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関すること。 二 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関すること。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一 二の項目から七の項目までに掲げる 警備員以外の警備員	合格証明書の交付を受けている 警備員で当該合格証明書に係る 種別の警備業務以外の警備業務 に従事させようとするもの又は 指導教育責任者資格者証の交付 を受けている警備員で当該指導 教育責任者資格者証に係る警 備業務の区分以外の区分の警備業 務に従事させようとするもの (三の項目及び六の項目に掲げる警 備員を除く。)		
十時間	二十時間	基本教育及び業務別教育	

4 新たに警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証（法第二条第一項第一号の警備業務に係るもの）を除く。）及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一 二の項目から七の項目までに掲げる 警備員以外の警備員	合格証明書の交付を受けている 警備員で当該合格証明書に係る 種別の警備業務以外の警備業務 に従事させようとするもの又は 指導教育責任者資格者証の交付 を受けている警備員で当該指導 教育責任者資格者証に係る警 備業務の区分以外の区分の警備業 務に従事させようとするもの (三の項目及び六の項目に掲げる警 備員を除く。)		
十時間	二十時間	基本教育及び業務別教育	

警備員の区分		教育時間数
一 新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）	十五時間	
十五時間		

4 前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

「加える。」

備考 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。

七	六	五	四	三
七 ある警備員で当該区分以外の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事するもの又は警察官の職にあつるもの	六 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事するもの	五 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	四 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	三 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの
七 ある警備員で当該区分以外の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事するもの又は警察官の職にあつるもの	六 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	五 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	四 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	三 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの
七 ある警備員で当該区分以外の警備業務に従事した期間が通算して一年以上ある警備員で当該区分の警備業務に従事するもの又は警察官の職にあつるもの	六 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	五 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	四 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの	三 ある警備員で当該区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上あるもの

二	三	四
警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証に係る警備業務に従事させようとするもの及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているもの（を除く。））	現に当該業務別教育に係る警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証に係る警備業務に従事させようとするもの及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員（を除く。））	一 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。 二 この表の三の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する教育期は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。
五時間	五時間	十時間
十三時間	七時間	基本教育

つた期間が通算して一年以上で ある警備員（二の項から六の項 までに掲げる警備員を除く。）
--

〔項を加える。〕

現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一 備員	二の項に掲げる警備員以外の警 備員		
二 合 格 証 明 書 の 交 付 を 受 け て い る 警 備 員 で 当 該 合 格 証 明 書 に 係 る 種 別 の 警 備 業 務 以 外 の 警 備 業 務 に 従 事 さ せ て い る も の 、 合 格 証 明 書 (国 家 公 安 委 員 会 が 定 め る も の を 除 く) の 交 付 を 受 け て い る 警 備 員 で 当 該 合 格 証 明 書 に 係 る 種 別 の 警 備 業 務 に 従 事 さ せ て い る も の の 又 は 指 導 教 育 责 任 者 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け て い る 警 備 員 で 当 該 指 導 教 育 责 任 者 資 格 者 証 に 係 る 警 備 業 務 の 区 分 以 外 の 区 分 の 警 備 業 務 に 従 事 さ せ て い る も の	基 本 教 育 及 び 業 務 別 教 育	十 時 間	
業 務 别 教 育	六 時 間		

備考

- 一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する年度は、行わなくてよい。
- 二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行つた日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてよい。

〔警備員の名簿等〕

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔略〕

〔同上〕

〔警備員の名簿等〕

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔同上〕

〔同上〕

〔一〇四 略〕

五年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

〔一〇四 同上〕

〔一〇四 同上〕

〔一〇四 同上〕

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 略〕

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければならぬ。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の日前に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書（この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。）についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければならない」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 同上〕

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならぬ。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかなければならぬ。

新任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 現行で30時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則改正前(20時間以上(現行の3分の2))に短縮。
- ③ ②の短縮を踏まえ、警備員の区分に応じ、必要な教育時間数を、それぞれ3分の2(※)に短縮。
- ④ 業務別教育の教育時間数の短縮を踏まえ、実地教育の上限の教育時間数を2分の1(※)に短縮。なお、基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある場合は、実地教育の上限の教育時間数を、実施する業務別教育の教育時間数の2分の1(※)とする。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

教育区分 警備員の区分		新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文 【規則第38条 第4項】
		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限	
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)		15時間以上	15時間以上	8時間	20時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の一の項
警備業務1級 検定の合格証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
警備業務2級 検定の合格証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	免除	免除	-	免除	免除	-	柱書
	当該資格業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
	当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合	15時間以上	免除	-	10時間以上	免除	-	表の四の項
	警備業務経験者	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
	元警察官	5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	-	表の五の項
警備業務経験者(※1)	当該警備業務に就く場合	5時間以上	5時間以上	3時間	7時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限2時間)	表の六の項
	当該警備業務以外に就く場合	5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項
元警察官(※2)		5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上		実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上ある警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員

現任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 教育の頻度を、半年に1度の教育期ごとから、現行規則の改正前の1年ごとに変更。
- ③ 現行で年度ごとに16時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則の改正前(年度ごとに10時間以上(現行の16分の10))に短縮。
- ④ ③を踏まえ、業務別教育のみ必要な警備員に対する教育時間数を、それぞれ16分の10(※)に短縮。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分	教育区分	現任教育【現行】		現任教育【新】		改正規則の該当条文 【規則第38条第5項】
		基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育	
一般の警備員 (教育の免除の対象とならない警備員)		半年(教育期) ごとに 3時間以上	半年(教育期) ごとに 5時間以上	年度ごとに 10時間以上		表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該検定業務に就いている場合	免除	免除	免除	免除	柱書
	当該検定業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
	当該検定業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格者証の 交付を受けて いる者	当該警備業務に就いている場合	免除	免除	免除	免除	柱書
	当該資格業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項

○国家公安委員会規則第四号

警備業法（昭和四十七年法律第二百七十九号）第十八条、第二十三条第六項及び第二十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月三十日

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則
警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

種別	警備員	人数	改	正	後
一 空港保安警備業務	1 空港保安警備業務に係る第 四条に規定する一級の検定に 係る法第二十三条第四項の合 格証明書（以下「合格証明書」 といふ。）の交付を受けている 警備員（以下「一級検定合格 警備員」という。）	空港保安警備業務を行う場所ご とに、一人			
2 空港保安警備業務に係る一 級検定合格警備員又は第四条 に規定する二級の検定に係る 合格証明書の交付を受けてい る警備員（以下「二級検定合 格警備員」という。）	エックス線透視装置が設置され る場所ごとに、一人以上				

種別	警備員	人数	改	正	前
一 空港保安警備業務	1 空港保安警備業務に係る第 四条に規定する一級の検定に 係る法第二十三条第四項の合 格証明書（以下「合格証明書」 といふ。）の交付を受けている 警備員（以下「一級検定合格 警備員」という。）	空港保安警備業務を行う場所ご とに、一人			
2 空港保安警備業務に係る一 級検定合格警備員又は第四条 に規定する二級の検定に係る 合格証明書の交付を受けてい る警備員（以下「二級検定合 格警備員」という。）	エックス線透視装置が設置され る場所ごとに、一人以上				

〔同上〕

〔略〕

国家公安委員会委員長 山本 順三

四 雜踏警備業務

1 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員

雜踏警備業務を行ふ場所（当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）に、一人

四 雜踏警備業務

1 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員

雜踏警備業務を行ふ場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）に、一人

備考

〔略〕

一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行ふ場所の範囲を特定するに当たつては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に用いられる金属探知機、エックス線透視装置その他の機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たつては、雜踏警備業務を行う場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

〔加える。〕

〔同上〕

2 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

（当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに、一人以上

2 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

（当該場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに、一人以上

雜踏警備業務を行ふ場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに、一人以上

(講習会の実施基準)

第十七条

〔略〕

〔一～四 略〕

〔号を削る。〕

五〇十四
〔略〕

別表第一（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
空港保安警備業務			
学科試験	〔略〕	科 目	判定の基準
手荷物等検査に関すること。	手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関すること。	1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関すること。	高度に専門的な知識を有すること。
〔略〕	〔2～5 略〕	〔略〕	〔略〕

第十七条

〔同上〕

〔一～四 同上〕

五 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師一人につき十人以下とすること。

六〇十五
〔同上〕
〔一号ずつ繰り上げる。〕

別表第一（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
空港保安警備業務			
学科試験	〔同上〕	科 目	判定の基準
手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。	1 金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	1 金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	〔2～5 同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。
附則 この規則は、公布の日から施行する。

○國家公安委員会告示第三十号

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第三十八条第三項及び第五項の規定に基づき、警備員教育を行う者等を定める規程（平成八年國家公安委員会告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和元年八月三十日から施行することとしたので、告示する。

令和元年八月三十日

國家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改	正	後		改	正	前
(業務別教育を行うことができる者)				(教育義務の除外に係る警備員)			
第二条 府令第三十八条第三項の表の備考の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。				第一条 府令第三十八条第四項の表の二の項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。			
一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）				二 検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められる者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			
三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）				四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			
五 前各号に掲げる者のか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者				六 教育義務の除外に係る警備員			
（教育義務の除外に係る警備員）				（業務別教育を行うことができる者）			
第三条 府令第三十八条第五項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。				第三条 府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
一 指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）				二 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			
三 検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）				四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			

備考 表中の対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

- 四 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）
- 五 前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者